

公 募

令和7年9月29日
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 南 浩史

下記の業務を行う特定の技術等を有する者を公募します。応募される方は、本公募内容を了承のうえ、下記によりご応募下さい。

記

1. 件 名 五島列島周辺海域におけるクロマグロ漁場探索に関する委託調査及び漁獲物販売委託業務
2. 募集内容 五島列島周辺海域におけるクロマグロ漁場探索に関する委託調査及び漁獲物販売委託業務
3. 業務内容 別紙「業務仕様書」による
4. 応募資格
 - (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」に格付けされている者であること。
 - (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
5. 提出書類
 - ① 応募申込書（別紙様式）
 - ② 国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写し
 - ③ その他参考となる資料
6. 書類の提出場所等
 - (1) 提出期限 令和7年10月14日 17時
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構

水産資源研究所 管理部門管理課

TEL 045-788-7626

FAX 045-788-5001

上記5の提出書類を直接又は郵送により提出すること。（郵送の場合は、提出期限までに到着するよう提出すること。）

7. 質疑等

質疑がある場合には、令和7年10月6日までに上記6. あてにファックス又はメール（メールの場合はアドレス照会のこと。）にて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は当該質疑のあった者に行うとともに当機構のホームページにて公表する。なお、当該日以降に質疑があった場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

8. 応募結果の公表等

応募の結果は、当機構のホームページで公表する。

なお、上記3及び4の要件を満たす応募が一者の場合には、当該者との随意契約に移行するものとする。

また、応募が複数ある場合には、一般競争入札に移行するものとする。その場合には、別途、公告する。

9. その他

提出書類の作成・応募等に係る一切の経費は応募者の負担とし、提出した書類は返却しないものとする。

また、応募者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

10. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表

に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等に当たっての注意事項」(URL: https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

本公募の結果、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名

五島列島周辺海域におけるクロマグロ漁場探索に関する委託調査

2. 業務目的

水産研究・教育機構では、2011年よりクロマグロ加入量モニタリング調査を実施している。同調査では、選定されたひき縄モニタリング船（以下モニタリング船）の漁獲量および放流量は把握できているものの、操業自粛時にはデータが得られないために、時空間的なデータの欠損が課題となっている。

漁業データの欠損による資源評価の不確実性の増大を解決するために、五島列島周辺海域で操業するモニタリング船に調査操業を委託することで、操業時期や漁獲量を制限されない状況での操業情報を取得し、加入量指数の頑健性の向上を図ることを目的とする。

3. 業務の履行期間

契約締結の日から令和8年3月16日まで

4. 事業内容

本業務は、次により実施するものとする。

(1) 調査海域

五島列島周辺海域

(2) 船舶規格・隻数

ア クロマグロ加入モニタリングシステムを搭載した10トン未満の沿岸ひき縄船（以下モニタリング船とする）。

イ 8隻

(3) 調査時期・調査回数等

ア 令和7年11月1日～令和8年2月28日の間で10日間

イ 調査は、上記の期間において原則として、月に1日以上3日以内の間で実施すること。

(4) 調査事項

- ア 操業調査
- イ 調査日誌の作成
- ウ 管理業務

(5) 調査の方法

ア 操業調査

- ・クロマグロ 0 歳魚を狙い操業とする通常のひき縄操業を実施すること。
※1 歳魚 (5 kg 以上) のクロマグロを狙うための漁場選定や漁具選定は行わないこと。
※調査海域の範囲で通常通り漁場探索・操業を実施する。
※調査船は、操業中に無線等による漁模様の情報交換を行うことができる。
- ・クロマグロが漁獲された場合の加入モニタリングシステムを用いて報告すること。
※5 kg 未満はクロマグロ (小)、5 kg 以上はクロマグロ (大) とする。
- ・調査で漁獲されたクロマグロは、原則全て水揚げするが、漁獲対象サイズでないために放流する場合には、それを調査操業日誌に記載すること。
- ・調査時間は通常の出港～帰港の時間とし、原則各調査日において 4 時間以上の操業を行うこと。
※天候の悪化、時化などの場合はこの限りでない。

イ 調査日誌の作成

- ・調査操業の結果は、調査日誌 (別添 1) に毎日記録し、水産資源研究所へ毎月送付すること。

ウ 管理業務

- ・各モニタリング船の調査操業日数を管理すること。
- ・モニタリング船の調査日報の管理を行うこと。
- ・1.5kg 未満の魚を含め、原則全てのクロマグロ漁獲物を水揚げし、担当者の指示に従って、水産資源研究所に送付する、もしくは市場にて販売する。
- ・モニタリング船が調査操業で漁獲したクロマグロの販売手続きを行い、販売手数料を除く売り上げの国庫返納に関連する事務手続きを行うこと。
- ・各モニタリング船の漁獲量および使用した燃油量の記録すること。

- ・モニタリング船への調査経費の支払いに関する事務手続きを行うこと。
- ・調査に必要な燃料費、用船経費、日当、雑経費および事務経費は、調査日数に応じて、水産資源研究所へ毎月送付すること。（別添２）
- ・日当の額は、漁業者の過去の漁獲実績に基づいた基準に応じた額とする。
※令和７年度については、前年の漁獲実績が利用可能な船についてはそれを用い、利用可能でない船については別添３に定める２級として取り扱うこと。

（６）報告物等

調査月毎に結果をまとめ、翌月に下記書類を担当職員宛へ提出すること。

- ・調査操業日誌
※（別添１）のひき縄漁業調査操業日誌を参考に作成すること。
- ・市場仕切書等の漁獲物販売結果がわかる書類
※様式は請負業者または販売業者等の任意様式とする
- ・燃油の領収書（納品書）
※給油日や給油数量が分かるもの

（７）その他

- ・調査に必要な漁具（板、カブラ、竿、釣り糸など）は、委託する漁船に装備されているものを使用し、故障・破損等に伴う交換・修理等の弊所による補償は行わない。
- ・モニタリングシステムの故障・破損等は速やかに弊所の担当職員と協議し、機材交換・修理が行えるようにすること。
- ・日報の記載や発送について懸念等がある場合は、担当職員と協議すること。

5. その他

- （１）請負者は、担当職員に事業の進行状況等を定期的に報告するほか、担当職員の求めに応じて報告を行うものとする。
- （２）担当職員は、業務の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、請負者はこの指示に従うものとする。
- （３）請負者は、本業務の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- （４）本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、担当職員と請負者が協議を行うものとする。

(別添1)

ひき縄漁業 調査操業日誌 (例)

船名	〇〇丸
操業日	2025年xx月xx日 出港時刻： 入港時刻：
操業時間	午前 XX:00~YY:00
船員数	X名
主な操業海域	緯度： 経度： 例：厳原港から約10マイル沖 シイラ漬け (有・無) 潮目 (有・無) 瀬 (有・無)
漁獲尾数(量) <u>※放流尾数は含まない。</u>	ヨコワ (5 kg未満) : X尾 XXX kg ヨコワ (5 kg~30 kg) : Y尾 XXX kg クロマグロ (30kg以上) : Z尾 XXX kg その他(魚種名：) : A尾 XXX kg
竿数	X本
漁法(漁具)	潜航板 : A本 バクダン : B本 飛行機 : C本 その他 ()
その他報告事項	例：13:30 から竿数4本 (故障のため) 12:00 入港 (時化のため) <u>クロマグロ放流 xxx尾 (対象サイズ未満のため)</u>

(別添2)

ひき縄漁業 クロマグロ調査操業に関する経費 (例)

A) ○○○漁協モニタリング船用船費用

xx, xxx 円 × 8 隻 × 10 日

B) 船長日当

(xx, xxx 円 × 8 隻 × 10 日)

C) 燃料費

XXX 円 (円/L) × 150 L (例) (L/日) × 10 日 × 8 隻

※毎日の調査での実際の燃油使用量から、実費で支出することとしたい。

D) 雑経費

x, xxx 円 × 8 隻 × 10 日

E) ○○漁協調査報告事務経費

(A + B + C + D) × XX% = XXX, XXX

計 X, XXX, XXX 円

(別添3)

ひき縄漁業クロマグロ調査操業に関する船長日当表

調査業務の級	3 級	2 級	1 級
調査漁獲尾数の区分	~150 尾	151~300 尾	301 尾以上
日当	XX, XXX 円	XX, XXX 円	XX, XXX 円

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 件名 五島列島周辺海域におけるクロマグロ漁場探索に関する委託調査のうち漁獲物販売委託業務
2. 業務目的等 本業務は、調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切に販売することを目的とする。
3. 予定水揚げ港 長崎県五島市富江港
4. 業務期間 自) 契約締結日
至) 令和8年 3月16日
5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物
予定水揚げ数量：約3トン
主な漁獲物：沿岸くろまぐろ漁業で漁獲した漁獲物（主にマグロ・カツオ類）
6. 業務内容 上記5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。
 - (1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項
 - ① 漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の情報を収集し、最適な市場を提案すること。
 - ② 市場に対して上場日、漁獲物明細等を連絡し、販売方法の調整を図ること。
 - ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続を行うこと。
 - (2) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項
全ての水揚げに立ち合いを求めないが、水産資源研究所の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

(3) 販売結果の報告に関する事項

販売結果については、事前に水産資源研究所と報告方法を調整し、証拠証券（市場仕切書等）添付して提出すること。

(4) 販売代金の水産資源研究所への送金に関する事項

販売代金は、上記（3）の証拠証券を当所担当職員の確認を受けてから、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を業務期間内に、水産資源研究所指定の口座に振り込むこと。

7. その他 漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。